

# 特定労務管理対象機関の指定申請の審査内容について

2023年12月開催

第3回大阪府医療審議会働き方改革部会 参考資料2

第2回大阪府医療審議会働き方改革部会で審議いただいた以下の方法で審査を進める。

## 議題1 特定労務管理対象機関の指定申請の審査内容について

- (1) 業態～(4) 法令違反がないこと の全てに該当すること
- 審査内容については、時短計画の審査期間である評価センターにおける評価結果を踏まえながら、下記項目を確認し、要件に適合する場合に、指定することとしたい

令和5年8月22日～令和5年9月1日  
第2回大阪府医療審議会働き方改革部会 資料4

区分	番号	内容	都道府県における確認事項
<b>(1) 業態</b> <b>申請病院が各水準の区分毎に定める業態に該当すること</b>			
	① 各水準共通	評価センターへ提出した時短計画案の基本情報において、都道府県に指定申請する種別と府への指定申請の水準が一致しているか	■申請添付書類の時短計画を確認
	② B水準	B水準：審査基準に定める業態に該当するか	■指定通知、都道府県等の公表ページ等で確認
	③ 連携B水準	病院等の管理者の指示により、他の病院又は診療所への医師の派遣が行われているか	■派遣先と病院との間での協定・契約書により組織的な対応として派遣が行われていることの確認（組織対応） ■派遣先発出の当直予定表等確により実際に派遣が行われていることを確認
	④ C-1水準	臨床研修病院又は専門研修施設	■指定通知、都道府県等の公表ページ等で確認
	⑤ C-2水準	特定分野別医療機関申請、技能研修計画の審査結果の有無	■審査結果写で確認
<b>(2) 勤務実態</b> <b>年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることでやむを得ない業務が存在すること</b>			
	① 各水準共通	960時間を超える時間外労働をさせるやむを得ない事由	■指定申請書で、宿日直許可の取得が困難であること等を確認
	② 各水準共通	現在、960時間を超える医師がいること	■時短計画に記載される直近の960時間超えの医師の人数を確認
<b>(3) 労働時間短縮の取組・体制整備等</b> <b>労働時間短縮計画（案）の策定プロセス、医師の労働時間の状況、労働時間短縮の目標等が記載されていること</b>			
	① 各水準共通	勤務医師その他関係者の意見を聞いて策定されたものであること	■評価センターの評価結果を確認
	② 各水準共通	勤務する医師の労働時間の状況、労働時間の短縮に係る目標が記載されていること	
	③ 各水準共通	面接指導、休息時間、勤務間インターバルの体制が整備されていること	
	④ 各水準共通	上記の他、医師の労働時間短縮に関する事項	
<b>(4) 法令違反がないこと</b> <b>労働法制に係る違反に関して、処分等の措置が講じられた事実がないこと</b>			
	⑤ 各水準共通	要件を満たすことを誓約する書類	■指定申請書に添付された誓約書を確認
	<b>審査にあたっての視点</b>		■医療提供体制確保 ■医師確保